

議案第68号

安曇野市印鑑条例の一部を改正する条例

安曇野市印鑑条例（平成17年安曇野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び第11条」を削り、「第9条」の次に「、第10条第1項」を加え、「第10条第1項」を「第11条」に改める。

第5条第2項中「の各号」を削る。

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第7条第1項中「次に掲げる効力を有する」を削り、同項各号を削る。

第8条第3項中「及び」を「と」に改める。

第10条の見出し中「修正」を「変更」に改め、同条第1項中「本条」を「この条」に改める。

第11条の見出し中「申請」を「届出」に改め、同条第1項中「申請する」を「届け出る」に改め、同条第2項中「申請し」を「届け出」に改める。

第12条第2項中「申請」を「届出」に改め、「審査の上、」を削る。

第13条第1項中「添えて」を「提示し」に改め、同条第2項中「し、かつ、印鑑登録証を返付するものと」を削る。

第13条の3中「第7条第1項各号」を「第13条」に改める。

第15条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第17条中「必要な事項について」を削る。

附 則

この条例は、平成30年10月11日から施行する。

平成30年9月3日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第69号

安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第16条中「の各号」を削り、同条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第22条、第23条及び第37条中「の各号」を削る。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2項中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加える。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第65号）の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月3日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第70号

安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年
安曇野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「の各号」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
第11条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたも
の

第15条中「の各号」を削る。

第19条第1項中「の号」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月3日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第71号

安曇野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

安曇野市子ども・子育て会議条例（平成26年安曇野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第6項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「会長が」を「会長は」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第2号中「法第6条第2項に規定する」を「子どもの」に改め、同条第5号中「公立・私立保育園」を「教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者」に改め、同条第6号を削り、同条第7号中「許可外保育施設」を「認可外保育施設」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において「認可外保育施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2による届出がされた施設をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月3日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘